## 西宮市障害福祉推進計画策定委員会(令和2年度第3回)議事要録

## 〇日時

令和3年(2021年)2月12日(金)10時00分~12時00分

## 〇場所

西宮市職員会館 3階 大ホール

# 〇出席委員

北野会長、角野副会長、大谷委員、佐藤委員、清水委員、庄司委員、関本委員、高田委員、 西田委員、原委員、藤田委員、本田委員、増田委員、松本委員、三浦委員、室委員 計 16 名

## 〇傍聴者

0名

### 〇次第

- 1. 開会
- 2. 傍聴の許可
- 3. 議事
  - (1)「西宮市障害福祉推進計画」(素案) に対するパブリックコメントの結果及び 市の考え方について
  - (2) 西宮市障害福祉推進計画(案) について
- 4. 閉会

### 〇資料

- ·【資料1】西宮市障害福祉推進計画(案)
- ・【資料2】「西宮市障害福祉推進計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び 市の考え方について
- ·参考資料 西宮市障害福祉推進計画策定委員会(令和2年度第2回)議事要録

## 〇議事要録

#### 会長

今日の議題は二つです。一つ目は「西宮市障害福祉推進計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について、二つ目は西宮市障害福祉推進計画(案)についてです。今日で最後ですので、しっかりとご審議いただきたいと思います。ご協力をよろしくお願いします。

### 事務局

( 西宮市障害福祉推進計画 (案) と「西宮市障害福祉推進計画 (素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について説明 )

### 会長

パブリックコメントの結果やこれまでのご意見が反映されているかについて、最終段階ですので、大きな変更はこの段階ではできませんが、確認したいこと、わからないことがあればお願いします。

#### 委員

前回もありましたが、条例の名称が長いので、愛称を公募してはどうかと思っています。

#### 会長

西宮市はこれから障害者が地域と共にということの啓発のために「あいサポート運動」を進めていくことになっています。私であればどう説明しようかと、資料を作っているときに、条例のことはやっぱり言わなければならないと思いました。条例の名前や、特色を簡単に伝えられるものがあれば良いと思いました。事務局はどうお考えですか。

#### 事務局

条例は、この策定委員会の委員の皆様にご意見を伺って作りましたので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

### 会長

それではこの後、愛称のことも含めて発言していただけたらありがたいと思います。

#### 委員

私はサービスを受ける側の立場ですが、感想としては、素晴らしい、どこに出しても恥ずかしくないような計画ができたと思います。質問ですが、第三者機関となる障害福祉サービス等評価調整会議というのは、当事者も入れてもらえるのですか。

### 事務局

障害福祉サービス等評価調整会議は現在5人の委員で開催しております。視覚障害の方もとい

うご意見をいただきましたので、検討させていただきたいと思います。

## 委員

条例のことですが、計画書に条文を盛り込んでいただいたのは嬉しいのですが、少し字が小さいと思いました。せっかく重要な条例なので、文字の大きさを他の部分と同じぐらいにしてもらえば非常に読みやすいと思います。また、点字版などはできているのでしょうか。

## 会長

私の考えでは、むしろ条文を挙げるより、他の自治体でも作っているような条例を要約したわかりやすい1枚か2枚にまとめたものがあった方が良いと思います。

### 事務局

条例の啓発のためにパンフレットを作成しております。条文には難しい言葉が並んでおりますので、条文を読んでもらうというよりは内容を理解してもらうために12ページの概要版と4ページのわかりやすい版を作成し、市のホームページで掲載するとともに市役所等で配布をしております。また、ホームページには解説も載せております。なお、視覚障害の方に読んでいただけるよう、素案のテキストファイルを作成し、ホームページに掲載しております。完成した計画と概要版はテキストファイルのほか、音声データも作成する予定です。

#### 会長

12ページや4ページではなく、1 枚か2 枚で説明できるものを作っていただければと思います。 すぐにはできないかもしれませんが、検討してください。

#### 事務局

わかりました。検討させていただきます。

# 委員

「療育・発達支援、教育の充実」の「こども未来センター等の機能充実」のところで、こども未来センターの診療待ちの期間が1年近くかかるということを聞きました。それが本当であれば、こども未来センターの先生が少ないことが問題だと思うのですが、数を急に増やすことはできないので、地域の医療機関や療育機関につないでいかないと解決できないと思います。こども未来センターの職員もいっぱいいっぱいで頑張っておられる現状もあります。ニーズに答えられないジレンマもあるというお話も聞きますので、こども未来センターの機能を充実させるのではなく、見直していかないといけないところに来ているのではないかと思います。

### 会長

乳幼児の場合、タイムリーなサポートをしていくということは重要かつ必要です。せっかくこども未来センターを作ったのに、診断まで半年や1年待っているということは家族にとっても本人にとっても大変なことであることはわかっていらっしゃると思います。こども未来センターに

全面依存する必要はないと思いますので、地域の療育機関を育成して、こども未来センターの機能を見直すなど、西宮の障害を持ったお子さんの将来のために、どんな仕組みでやるとうまくできるのかを考えていかないといけないと思います。

### 委員

生まれながらの発達障害や知的障害の方に対して、学齢期の子供の相談が増えてきているように思います。大人になって、働けない、ひきこもりになっている人の成育歴を見ると、子供のときになんとかできなかっただろうかと思うことがあります。そういう子供をフォローする機関としての役割も期待します。

## 委員

精神科病院にも10代やそれ以下の年齢で入院している子供もいます。それまでに何かできなかったかと思うことが私もあります。成果目標のところで、福祉施設入所者と同じように精神病床からの移行者の実績も書けないかと思います。あと、パブリックコメントの意見の回答で、「精神障害者地域移行推進事業に関する項目を削除し、地域生活支援拠点等の整備の項目を追加します。」とありますが、精神の地域移行推進事業の取り組みを踏まえて福祉施設からの地域移行も検討できていくと思いますので、わざわざ削る必要はないと思います。地域生活支援拠点を追加されたことは良いと思いますが、そのまま残しておいても良いのではと思いました。最後に、成果目標の順番ですが、まず地域生活支援拠点等の整備が1番目で、その次に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、次に福祉施設の入所者の地域生活への移行としてはどうかと思います。地域生活支援拠点とは全障害に関するものであり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と連動しています。「精神障害にも」という名称には、その他の人たちにも提供すべきということであり、その後に入所施設からの地域生活への移行と順番を変えて、内容を充実させてみてはどうでしょうか。

#### 会長

おっしゃっていることはもっともだと思います。しかし、大きな変更となりますので今の時点では難しいということと、地域包括ケアシステムというのは、本来、高齢者の支援の仕組みであり、国が何を意図しているのかを整理することが今の段階では難しいと思います。精神病床からの移行者の実績については、わかりにくい部分もあると思いますが、どうですか。

#### 事務局

具体的な数値があった方がわかりやすいというご意見もおっしゃる通りだと思いますが、県が 設定した指標を掲載しており、これ以上のものは問い合わせをしましたがいただけませんでした。 西宮でこのような意見があったということで今後も県と調整していきたいと思います。

### 委員

「西宮市障害者実態調査結果の概要」のところで、相談窓口の認知度が低いことが気になりました。私たちの活動においても制度や情報の周知が足りていないといつも感じていますが、私た

ちも大きな役割を担っているということを改めて感じました。私たちが発行している広報紙で条例の記事を掲載し、今月末に発行する予定です。広範囲に配布しておりますので、障害のある人を応援する条例ができたということを知っていただければ嬉しいと思います。質問ですが、「成年後見制度の普及と利用支援」のところで「身上保護」と書いてあるのですが、昔は「身上監護」といっていたと思うのですが、変わったのですか。

#### 会長

相談支援体制の充実については、包括的な相談支援体制の構築について、市全体の基準を今作っていると思います。そのなかで障害についても一緒に議論していければと思います。身上保護については、元々法的には身上監護といっていましたが、説明をお願いします。

### 事務局

身上保護の方が大きな概念でして、例えば身上保護のために施設入所があるとすれば、身上監護はその入所の契約をすることだけのようなイメージがありますので、もう少し広い意味で身上保護という言葉が使われていると思っていただけたらと思います。

## 委員

成年後見制度については、裁判所が一度後見人に選任したら、後見人が病気になるなど成年後 見を続けられない事情や、金銭管理に明確な不備がある場合を除き、交代させないのです。身上 保護の視点で、こちらが不適切だと思っても裁判所は取り合ってくれません。お金の計算が合わ ないことしか見てもらえないのかと思います。これは西宮市に言ってもどうしようもないことは わかっていますが、権利擁護支援センターや私たちや兵庫県も含めて、何か制度が変えられるよ う働きかけられないかと思います。相談支援体制については、地域福祉計画では断らない相談支 援、要は地域の中で埋もれている相談をアウトリーチで支援したり、地域で暮らし続けるために 地域住民といっしょに支援していきましょうという流れがあります。しかし、本人や家族に障害 の認識がないことが多いように思います。そのため、支援につなぐためにはいろいろな仕組みや 連携が必要であると感じています。また、昔はあんしん相談窓口や各事業所で相談を受けていま したが、基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所ができたことで、相談はそこにという 流れを作ってしまったように思います。本人からすれば逆に誰でも良いから聞いてほしい、身近 なところで相談したいと思うこともあると思います。アウトリーチをするためにも今の南北2か 所の基幹だけでは難しく、圏域ベースで考え、基幹相談支援事業所と委託相談支援事業所があれ ばどうかと思います。ただし、昔のあんしん相談窓口のようなものではなく、特定の事業所に相 談を押し付けないよう今の課題を検証し、役割の整理が必要と思います。

### 会長

断らない包括的な相談支援体制の仕組みを、指定特定、委託、基幹を含めてどんな体制を作れば良いか、障害だけでなく児童、高齢も含めて現状を踏まえた全体的、包括的なビジョンの展開をしていただきたいと思います。成年後見制度については、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市は成年後見制度利用促進の中核機関の設置が求められており、その機関の業

務には後見人候補者の推薦も含まれています。本人の意思を無視しない、本人に適切な後見人を 推薦するということはとても大事です。昨年の10月に最高裁、厚労省等が意思決定支援を踏まえ た後見支援事務のガイドラインを作って、本人の意思を尊重した後見のあり方を議論しています ので、西宮市としてもどのような支援体制を構築していくかが大事だと思います。

## 事務局

おっしゃる通り、契約など本人の代行をするだけではなく、意思決定支援をどのようにするか が非常に重要と考えておりますので、それを踏まえて事業を続けたいと考えております。

#### 委員

「相談支援体制の充実」のところで、地域福祉計画にある総合相談支援体制を検討しているという姿勢が見えないです。パブリックコメントにも書いてありますが、「周知をします」や「体制を整えます」や「量的な拡充をします」という文言だけではなく、相談支援というのは各事業所あるいは身近な地域住民を含めてやっているものと思いますし、それも踏まえて地域福祉計画の中で取り組みをしているのであれば、総合相談支援体制を受けて論議をしているとか、そういう姿勢を書いていただかないとこの委員会の中だけでの話になってしまって、今後委員も代わっていきますので心配です。

## 会長

相談支援体制の充実について、もう少し見えるイメージが欲しいということです。障害の相談 支援の仕組み、介護保険や児童の制度、また社協の活動など西宮市がこれまでしっかり取り組ん できたものがあると思いますので、それを踏まえた展開をしていただきたいと思います。

#### 事務局

地域福祉計画においては、地域共生社会を障害も高齢も他の分野も進めていかなければならないと思っています。地域福祉計画で協議していますが、まだ、まとめきれておりません。しかし、それは逆に言いますと各分野で皆様がしっかり取り組んできたということでもあると思いますので、それをどうつなげていくかが課題と考えております。市の職員も理解を深め、地域、市民とお互いに助け合える、相談し合える地域づくりを進めていきたいと考えております。

#### 会長

コロナの問題や精神障害について、保健所との連携も必要です。西宮は精神障害についてはい ろいろな機関が非常によく対応されていると思いますので、全体的なビジョンをもって進めてい ただければと思います。

### 委員

「計画の位置づけ」のところで、新たに成年後見制度利用促進基本計画について書かれていますが、西宮市はその内容を障害福祉計画と介護保険事業計画に反映するということに既になっています。ただ、この計画は成年後見事業の利用促進のことだけを言っているのではありません。

権利擁護支援の内容が分野別の取り組みに反映されているように、地域福祉計画や介護保険事業計画、子育てプランと関連する計画にできないかと思います。条例の愛称については、共生条例でいいのではと思います。なお、「計画の推進主体とその役割」のところが現行の計画と同じですが、条例ができたので、「本計画の推進は条例を踏まえ…」とした方が良いと思います。

## 会長

私も障害者共生条例が愛称としては一番わかりやすいかなと思っています。また、「条例を踏まえ…」という表記は入れることが正しいと思います。「計画の位置づけ」については、良い表現があれば変更できれば良いと思いますが、西宮市として権利擁護を進めるといった表現ができないでしょうか。

## 事務局

検討させていただきます。

## 委員

条例の愛称で「ふれあいまちづくり条例」はいかがでしょうか。ただ、共生条例も非常に良い と思います。「触法障害者等の支援」のところで、障害のある人が冤罪とならないよう支援が必要 と思うのですが、どのような取り組みをされているのでしょうか。

## 事務局

障害のある人が罪を犯した場合、裁判になるようなケースもありますし、被害者との話し合い で終わる場合もあります。ケースバイケースで、それぞれの場合に応じて適切な対応をしていき たいと考えております。

### 委員

私が知っている事例で、知的障害のある人が自分の通っていた幼稚園に塀を乗り越えて入ってしまって、通報されたということがありました。本人は悪いことをするつもりはなく、自分の言葉で説明ができないなど、障害があるということもわかりやすいと思うのですが、そういう行動に出てしまうと警察に捕まって、家に帰るのにも「釈放」と言われるのも、すごく悲しく感じます。だからと言って、いろいろな所に入って良い訳ではなく、警察に捕まってしまうということも知っておかないといけないのですが、見た目でわかりやすい人にもわかりにくい人にもいろいろな問題が起こるということで、弁護士に関わっていただかないといけないと感じています。

## 会長

今おっしゃられたことについては、「あいサポート運動」で警察の方に研修を受けてもらわないといけないと思っていまして、警察や消防署が障害を理解し、対応していただかないと本人が傷つくこともありますので、この触法の件については、警察との連携も入れておいた方が良いと思いました。私は今回で任期が満了となり、委員を退任します。ほかにも今回で退任される委員の方がいらっしゃいますので、一言いただければと思います。

## 委員

長い間、委員をさせていただき、計画策定に関わらせていただいてありがとうございました。計画は内容としてはそれなりに盛り込まれていて、これでいいと思っています。ただ少し気になったのは、基本理念には確かにどんなに障害が重い人でも地域で充実した暮らしをしていきますという文言があるのですが、最近の傾向を見ていると、事業者が比較的障害の軽い人向けの事業を行っていて、このままいくと障害の重い人のことが置き去りにされていく懸念があります。そういうことが計画の中でもう少ししっかり取り組まれていた方が良いかなとは思いましたが、書いていたとしても書いてなかったとしても一番大事なことだと思います。行政にお願いしたいのは、計画を進めていくためには予算額の拡充が必要だと思います。全体的にマンパワーが足りないということ等も支援してもらうために予算枠をどう広げるかというのは行政の人に委ねないといけないし、私たちも要望ばかり出しているだけではいけないと思いますので、例えば財政の方にアプローチしていくためのデータを出すなど、私ども事業者として何かできることがあれば是非協力させていただきたいと思います。現場は現場でいろいろ努力はしていますが、官・公、力を合わせていくことで計画の推進の具体化につながるかなと思いました。それと昨今、包括の共生型の事業所が検討されていますが、西宮にはありますか。

## 事務局

具体的な数は本日持ち合わせていないのですが、数か所だったと思います。大きな法人であれば既に障害と介護の両方の事業をされているところもあるので、共生型にするメリットが少ないのではと思います。

## 会長

障害の方では共生型を進めていくメリットが少なく、それは市ではどうしようもないので、国 に対してしっかりと言うべきだと思います。

## 委員

私たちのためにもご尽力いただきありがとうございます。数点、強調したいことがございます。 耳が聞こえない、聞こえにくいイコール「手話」ではございません。例えばお年寄りで耳が遠く なられる方もいらっしゃいます。その方たちにも手話が必要なのでしょうか。違います。筆談、 音声認識ソフトなどいろいろな手段がございます。残念ながら市の事業でも手話通訳はついてい ても字幕がないものが見受けられます。手話がわからない難聴者もいます。公共交通機関での案 内などにも最低限の字幕を入れてほしいと思います。法整備もさることながら心配り、気付きを お願いしたいと思います。私たちも頑張って啓蒙をしていきます。

### 会長

今おっしゃっていただいたことを大事にするため、西宮市では障害を理由とする差別の解消及 び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例をつくりました。手話だけでなく要約筆記 や字幕テキスト等、保障を図ろうという思いがございますので、どうぞよろしくお願いします。

## 委員

私が以前、入所施設で働いていたときはなかなか地域という視点がなかったのですが、その後、 相談員になり、地域での暮らしを考えるようになりました。今また施設で働くようになり、市だ けでなく施設でもいろいろな計画を立てますが、計画をどのように実現していくかが私自身も課 題と感じております。現場の職員ともよく話をしますが、福祉に関わる職員ですら理解できてい ないところがあります。身内にどのように知ってもらうかということも非常に大事な視点だと思 うので、しっかりと考えていきたいと思います。それと、後見人のことについてもすごくわかり ます。私どもの施設で後見人がついていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるのですが、本当に 財産管理のみで年に数回、通帳のコピーが欲しいとだけ言ってこられる方もいます。私は過去に 「相談員が弁護士や医者を育てられるようにならないといけない」という話を聞いたことがあり、 それ以来、施設としてどのようにそういった方に障害について興味を持ってもらうかを考え、私 なりに粘り強く話をさせていただいております。通帳のコピーだけを取りに来られた方に、実際 に本人に会ってもらうことで、興味を持っていただいたりとか、実は障害のある方とどう接して 良いかわからなかったというような話をいただいたりすることがあります。委員の方が自らの団 体に条例や計画のことを広報したという取り組みはとても重要だと思いました。知っている方が また違う方に広めていくような取り組みを続け、一人ひとりの意識を変えていくということが必 要だと思いました。あと、コロナの影響はすごく大きいと思うのです。計画にも記載していただ きましたが、この計画を進めていく中でもコロナの影響は出てくると思うので、進捗管理も含め てコロナのことも内容に含めても良いのかなと感じました。最後に、細かなところなのですが、 最近「重度化」という言葉が引っ掛かっています。重度化というのがどういうことか、支援区分 が重度という意味ならわかりやすいのですが、暮らしにくさというような読み違いをされるよう なこともあるので、言葉の使い方一つひとつにも丁寧な議論が必要なのかなと思いました。

### 会長

後見人については、私も実態として金銭管理しかしていないということを聞いたことがあります。後見人をどう養成、育成するかということが大事だと思います。重度化という言葉もきちんと概念化せずに使っていることもあると思いますので、今後検討しなければならないと思います。コロナについてはこれまでの会でも議論があり、このように計画に記載されましたが、これに何か加えることは可能なのでしょうか。

#### 事務局

コロナについては「重点的な取り組み」と「分野別の取り組み」にそれぞれ記載をしておりますが、具体的なことについては、状況等を把握して進めてまいります。

### 委員

自立支援協議会で中間支援の仕組みができて、就労支援については変わってきたと思います。 それは計画にも記載があり、事業所同士や市との連携が関心を持って進められているからだと思います。計画の中に「福祉的就労支援事業」という言葉が出てきますが、先日事業所の職員に聞 いても何のことかよくわかっていなかったので、今一度教えていただければと思います。

## 事務局

西宮市としましては、就労支援の取り組みを就労生活支援センター事業と福祉的就労支援事業 の二つを軸として進めております。福祉的就労支援事業とは、事業所で働く障害のある人の経済 面を含めた自立のために、ジョブステーション西宮を設置し、共同受注窓口の業務を担っていた だいております。

# 会長

障害者就労生活支援センターについては明記されていますが、ジョブステーション西宮の名前が出てきていないと前回の委員会でご指摘がありました。いかがでしょうか。

## 事務局

前回の委員会でのご意見をもとに、分野別の取り組みのところにジョブステーション西宮について追記させていただきました。

#### 委員

「福祉的就労支援事業」という言葉が事業所の職員もわかっていないので、市民の方はもっとわからないと思います。巻末の用語解説のところに足していただければと思います。

#### 事務局

福祉的就労支援事業の意味がわかるように書き方を考えさせていただきます。

#### 委員

みなさん、どうもありがとうございました。今年度は計画について、昨年度までは条例について、このメンバーでいろいろお話ができました。コロナの影響もありましたが、短い時間の中で多数のご意見をいただきました。私は第4期の障害福祉計画の策定から関わってきましたが、協議会の一員として、事業者として、何ができるか、また一個人として何をしなければならないかということをずっと考えてきました。この策定委員会で計画が作られたので、それぞれが共有し、それぞれの立場で実行していくことが大事だと思います。そういった姿勢を示すための計画だと思います。この計画をご本人や事業者、市民に伝え、やるべきことはしっかり取り組んでいくということが今後の活動展開になっていくと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いします。

#### 会長

私は西宮にずっと関わらせてもらって、この西宮というのはやっぱり魅力のあるところだと思います。障害を持っている方々の思いが強く、家族の団体も非常にしっかりしている。事業所もしっかりと支援をしてこられた。そのような歴史的な背景があり、私なりに勉強させていただきながら、サポートしていただきました。世の中は口では障害者に対する支援について言っていま

すが、実際に進んでいるかというと、むしろ排他的な状況すら生まれていると感じることもあります。是非とも西宮らしいサポートを、啓発事業を含むいろいろな活動をして、障害のある人と共に生きていく社会を切り拓いてほしいと思います。計画については、みなさまから今日いただいたご意見をできるだけ入れられるようにし、会長の私と市で最終的な調整をさせていただきますので、お認めいただけばと思います。本当に今日までありがとうございました。

### 事務局

委員の皆様、ありがとうございました。今後の予定ですが、3月の市議会にパブリックコメントの結果と合わせて計画案の報告をさせていただき、その後、皆様に送付させていただくとともにホームページなどで公表します。

## 事務局

皆様、今日もありがとうございました。策定委員会閉会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。平成30年度の条例策定に関する協議からこの計画は続いてきているように思います。コロナの大変な状況の中、皆様からたくさんのご意見をいただきまして、本当に貴重だと思っています。本当にありがとうございます。皆様が言われたように、計画を具現化していくことが大事だと思っています。障害の分野だけでは解決できない、他の分野とも連携して、連動していかないと解決できないような問題も増えてきております。来年度は地域福祉計画の策定が控えており、障害も一緒になって考えていきたいと思っています。本日いただいたご意見は最後に会長と調整をさせていただきまして、来年度から計画を施行させていいただきます。長い間委員を務めていただき、本当にありがとうございました。